

財務(定期)監査及び行政監査結果報告

(平成 24 年度前期)

平成 24 年 6 月

尼 崎 市 監 査 委 員

尼 監 報 告 第 9 号

平 成 24 年 6 月 26 日

様

尼崎市監査委員	須	賀	邦	郎
同	堀		智	子
同	北	村	保	子
同	辻			修

財務(定期)監査及び行政監査結果報告

地方自治法第199条の規定に基づき監査を行ったので、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

目 次

議 会 事 務 局	1
企 画 財 政 局	2
総 務 局	3
資 産 統 括 局	4
経 済 環 境 局	5
消 防 局	6

参 考

< 指摘事項 > 委員監査指摘事項として所要の是正措置を講じるよう指摘する事項

議 会 事 務 局

1 監 査 の 期 間

平成24年4月2日から6月4日まで

2 監 査 の 対 象

今回の監査は、総務課、議事課、政策調査担当の所管する平成23年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監 査 の 結 果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、おおむね適正かつ効率的に処理されていた。

企 画 財 政 局

1 監 査 の 期 間

平成24年4月2日から6月4日まで

2 監 査 の 対 象

今回の監査は、政策課、総合計画担当、交通政策担当の所管する平成23年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監 査 の 結 果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、おおむね適正かつ効率的に処理されていた。

総 務 局

1 監査の期間

平成24年4月2日から6月4日まで

2 監査の対象

今回の監査は、企画管理課、情報政策課、防災対策課の所管する平成23年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、おおむね適正かつ効率的に処理されていた。

資 産 統 括 局

1 監査の期間

平成24年4月2日から6月4日まで

2 監査の対象

今回の監査は、公有財産課、保全担当、公共施設担当、契約・検査課、公営事業所（経営企画課、開催運営課、施設警備課）の所管する平成23年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、監査対象事務は、おおむね適正かつ効率的に処理されていたが、次の指摘事項については速やかに所要の措置を講じられたい。

指摘事項

避難階段の管理状況について

消防法及び火災予防条例では、避難上必要な施設に避難の支障になる物件が放置されないよう管理し、また、延焼の媒介となる可燃物が置かれないよう管理しなければならないにもかかわらず、本庁舎中館西側の避難階段には、多くの可燃物が置かれ、通行の妨げになっており、火災の際には延焼を引き起こしかねない状況となっていた。

（保全担当）

< 指導の要点 >

避難階段は、災害避難時における重要な施設であるため、その管理については法令を遵守し、適切に管理すること。

経 済 環 境 局

1 監査の期間

平成24年4月2日から6月4日まで

2 監査の対象

今回の監査は、環境創造課、環境保全課、産業廃棄物対策担当、資源循環課、業務課、クリーンセンターの所管する平成23年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、監査対象事務は、おおむね適正かつ効率的に処理されていたが、次の指摘事項については速やかに所要の措置を講じられたい。

指摘事項

契約等の事務処理について

支払事務は、契約書等で定められた業務報告書等により履行確認を行ったうえで手続を進めることとなっているにもかかわらず、業務完了後の履行確認が不十分なまま支払っていた事例や、契約事務は、規則等で定められた手続に沿って事務を行うこととなっているにもかかわらず、手続が不十分なまま契約を締結していたものがあった。

(環境創造課、環境保全課、産業廃棄物対策担当、資源循環課、業務課、クリーンセンター)

<指導の要点>

支払事務については、業務報告書等による履行確認を十分に行うとともに、契約事務においては、規則等に則った手続を行うこと。

消 防 局

1 監査の期間

平成24年4月2日から6月4日まで

2 監査の対象

今回の監査は、企画管理課、予防課、消防防災課、情報指令課、中消防署、西消防署の所管する平成23年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、おおむね適正かつ効率的に処理されていた。